

学校歯科医 各位

熊本市歯科医師会
会長 渡辺 猛士

学校歯科健診時の実施について（お願い）

時下、皆様におかれましては益々、ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本会学校歯科保健事業にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の幼稚園・学校における健康診断の実施について熊本市教育委員会から事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

また、今回、文部科学省から新たに「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施のための環境整備の考え方について」の通知もありました。つきましては、令和6年度の幼稚園、学校における健康診断実施について、下記の点に注意した上で、学校現場との意思疎通を行い、感染予防に十分留意して、お願いします。

従来通りの学校歯科健診時の注意点（留意点）

- 1 手指消毒（アルコール等）を徹底する
- 2 口腔内を触らない検診方法を心掛ける
- 3 マスク・グローブを着用する
*グローブは一人ひとり交換することが望ましい。
*顎関節検査は、保健調査票を参考とし、異常を訴える児童生徒を触診しグローブを交換する
- 4 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う
- 5 「学校歯科医の活動指針」に準じて、臨機応変に対応すること

新たに追加された

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について

- 1 児童生徒のプライバシーや心情に配慮した対応を行う。
- 2 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。
- 3 健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明をおこなう。